

# 地球温暖化対策推進法改正の背景

- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネの活用が必要**。その際、**地域経済の活性化**や**災害に強い地域づくり**など、**地域に裨益する再エネ事業とすることが重要**。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**や**環境配慮**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全**や**地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した「**地域脱炭素化促進事業**」を推進する仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**環境共生型の地域の脱炭素化を促進**する。
- あわせて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

## 地域共生型再エネ（例）

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献

## 迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

# 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

## 制度全体のイメージ

国  
都道府県

促進区域に係る**全国一律の環境配慮基準の策定**  
促進区域に係る**地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定**

個別法令に基づく  
事業計画の**確認**

協議

同意

市町村：促進区域等の策定

事業者：事業計画の作成

市町村：事業計画の認定

市町村が、  
住民や事業者等が参加する**協議会**を活用し、

- 再エネ事業に関する**促進区域**や、
- 再エネ事業に求める
  - ・地域の**環境保全**のための取組
  - ・地域の**経済・社会の発展**に資する取組

を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

協議会

情報の重ね合せと議論



事業者は、

- **協議会**における合意形成を図りつつ、
- **市町村の計画に適合**するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

環境保全等に関する情報

再エネポテンシャル

その他

事業者



促進区域

事業の予見可能性が向上  
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

市町村は、事業計画の申請を受け、

- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画**を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。  
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、  
地域自らが議論